

令和2年3月26日

新入園の保護者の皆様

園長

(3/26時点)

家庭保育要請期間の延長について

平素は、教育・保育提供にあたり、ご支援ご協力いただきありがとうございます。

家庭保育要請期間の延長を神戸市より要請を受けております。下記の期間におきましては可能な限り家庭保育頂きますようお願いいたします。

記

1. 家庭保育を要請する期間 令和2年4月7日(火)まで(予定)

これに伴い、令和2年3月3日(火)～令和2年4月7日(火)の期間中におかれましては家庭保育の協力をしていただき、休まれた場合は利用者負担額が減額されます。

感染防止の観点から、以下の場合、可能な限り家庭保育のご協力をお願いいたします。

- ◆ きょうだい当園以外の保育所等や幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍中で、該当施設が休校等の措置を取っている場合
- ◆ 保護者が産休・育休等の場合
- ◆ 勤務先が休業及びテレワーク等を導入している場合

2. 家庭保育要請期間の延長により、短縮保育に関しては以下のように変更とさせていただきますのでご協力いただきますようお願い致します。

- 4月8日(水)～9日(木) 11:00 お迎え
- 4月10日(金)、13日(月) 12:00 お迎え

※14日(火)から通常保育となります。

度重なる変更になり大変恐縮ではございますが、ご協力賜りますようお願いいたします。